

伊丹市墓地使用条例の一部を改正する条例の制定について

伊丹市墓地使用条例の一部を改正する条例を別記のとおり制定する。

令和2年12月3日提出

伊丹市長 藤原 保幸

理 由

伊丹市神津墓地に合葬式墓地を設置するとともに、所要の改正を行うため。

伊丹市墓地使用条例の一部を改正する条例（令和２年伊丹市条例第 号）

伊丹市墓地使用条例（昭和４５年伊丹市条例第２８号）の一部を次のように改正する。

第１条の前に次の目次及び章名を付する。

目次

第１章 総則（第１条－第３条）

第２章 区画墓地（第４条－第１３条）

第３章 合葬式墓地（第１４条－第２６条）

第４章 雑則（第２７条）

付則

第１章 総則

第１条の次に次の１条を加える。

（定義）

第１条の２ この条例において、次の各号に掲げる用語の意義は、それぞれ当該各号に定めるところによる。

(1) 区画墓地 焼骨（遺髪その他これに類するものを含む。以下同じ。）を埋蔵する墳墓（合葬式墓地を除く。）を設けるために区画された墓地をいう。

(2) 合葬式墓地 多数の焼骨を合同して埋蔵するための墓地をいう。

第２条の次に次の１条を加える。

（種類）

第２条の２ 墓地に次の各号に掲げる区分に応じ、当該各号に定める種類の墓地を置く。

(1) 神津墓地 区画墓地および合葬式墓地

(2) その他墓地 区画墓地

第３条中「行なう」を「行う」に改め、同条の次に次の章名を付する。

第２章 区画墓地

第4条の見出し中「使用者」を「区画墓地の使用者」に改め、同条中「墓地」を「区画墓地」に改める。

第5条の見出し中「使用」を「区画墓地の使用」に改め、同条第1項中「墓地」を「区画墓地」に改め、同条第2項中「使用許可証」を「区画墓地使用許可証」に改め、同項ただし書中「墓地」を「区画墓地」に改める。

第6条の見出しを「（区画墓地の使用料）」に改め、同条第1項中「墓地」を「区画墓地」に改め、同条第2項中「使用許可証交付」を「区画墓地使用許可証の交付」に改め、同条第4項中「第5項」を「次項」に改め、同条第5項中「墓地」を「区画墓地」に改める。

第7条の見出し中「使用料」を「区画墓地の使用料」に改める。

第8条の見出し中「使用面積」を「区画墓地の使用面積」に改め、同条第1項各号列記以外の部分中「墓地」を「区画墓地」に改め、同項中「使用者」を「区画墓地使用者」に改める。

第9条第1項中「使用者」を「区画墓地使用者」に、「墓地」を「区画墓地」に改める。

第10条の見出し中「使用許可」を「区画墓地の使用許可」に改め、同条中「各号の一」を「各号のいずれか」に改め、同条各号列記以外の部分中「墓地」を「区画墓地」に改め、同条第1号及び第2号中「使用者」を「区画墓地使用者」に、「墓地」を「区画墓地」に改め、同条中第3号を削り、第4号を第3号とし、第5号を第4号とし、第6号を第5号とし、同条の次に次の1条を加える。

（区画墓地の使用権の消滅）

第10条の2 次の各号のいずれかに該当するときは、市長は、墓地、埋葬等に関する法律施行規則（昭和23年厚生省令第24号。以下「省令」という。）第3条第2号の規定による手続を行うことができる。

- (1) 区画墓地使用者が死亡した日から5年を経過しても第13条の規定による区画墓地の使用権の承継の申出がないとき。
- (2) 区画墓地使用者が住所不明となつてから10年が経過したと

き。

2 区画墓地の使用権は、市長が、前項の手続を行つた後、当該区画墓地について省令第2条第1項の規定による改葬の許可の申請（省令第3条の規定による書類の添付を伴う申請に限る。）を行つた場合において、墓地、埋葬等に関する法律（昭和23年法律第48号）第5条に規定する改葬の許可を受けた時に消滅する。

第11条の見出し中「墓地」を「区画墓地」に改め、同条第1項中「使用者」を「区画墓地使用者」に、「各号の一」を「各号のいずれか」に、「すみやかに」を「速やかに」に改め、同項各号列記以外の部分中「墓地」を「区画墓地」に改め、同項第1号中「墓地」を「区画墓地」に改め、同項第2号中「前条」を「第10条」に改め、同条第2項中「墓地」を「区画墓地」に改め、同条第3項中「使用者」を「区画墓地使用者」に、「場合は」を「とき、または前条の規定により区画墓地の使用権が消滅したときは」に、「墳墓」を「焼骨、墳墓」に、「または移転することができる」を「もしくは移転し、または無縁として処理することができる」に改める。

第12条の見出し及び同条第1項中「墓地」を「区画墓地」に改める。

第13条の見出し中「使用」を「区画墓地の使用権」に改め、同条中「使用者」を「区画墓地使用者」に、「墓地」を「区画墓地の使用権」に改める。

第14条を第27条とし、第13条の次に次の1章及び章名を加える。

第3章 合葬式墓地

（合葬式墓地の施設）

第14条 合葬式墓地に次の施設を置く。

(1) 合葬室

(2) 記名板

（指定管理者による管理）

第15条 市長は、地方自治法（昭和22年法律第67号）第24

4 条の 2 第 3 項に規定する指定管理者（以下「指定管理者」という。）に合葬式墓地の管理を行わせる。

（合葬式墓地の使用者の資格）

第 1 6 条 合葬式墓地を使用することができる者は、第 5 条第 1 項の規定による区画墓地の使用許可を受けていない者であつて、次の各号のいずれかに該当するものでなければならない。

(1) 規則で定める親族関係であつた者の焼骨の所有者

(2) 自己の焼骨を埋蔵しようとする者

2 前項の規定にかかわらず、第 1 1 条第 1 項の規定により区画墓地を返還する者は、合葬式墓地を使用することができる。

（合葬式墓地の使用の許可等）

第 1 7 条 合葬式墓地を使用しようとする者は、市長の許可を得なければならない。

2 市長は、前項の許可を与えたときは合葬式墓地使用許可証を交付する。ただし、市長が必要と認めるときは、合葬式墓地の維持管理上必要な条件を付して交付する。

3 市長は、記名板の使用許可のみを与えることはできない。

4 第 1 項の許可は、合葬式墓地に埋蔵する焼骨および当該焼骨を合葬式墓地に埋蔵する者を指定して行うものとする。

5 前項の埋蔵する焼骨の指定を変更することはできない。

（合葬式墓地の使用料）

第 1 8 条 合葬式墓地の使用料は、別表第 3 のとおりとする。

2 使用料は、合葬式墓地使用許可証の交付の際徴収する。

3 既納の使用料は返還しない。

4 次の各号のいずれにも該当しない者の使用料は、第 1 項の規定により算出した使用料の 5 割増しとする。

(1) 合葬式墓地の使用の申請時に本市に住所を有する者

(2) 死亡時に本市に住所を有していた者の焼骨の埋蔵をしようとする者

（埋蔵の方法）

第 19 条 焼骨は，一の使用許可について 1 回に限り埋蔵することができる。

2 埋蔵する焼骨は，指定管理者の指定する容器に 1 体ずつ納めるものとする。

(焼骨の返還)

第 20 条 合葬式墓地に埋蔵した焼骨は，いかなる理由があつても返還しない。

(合葬式墓地の使用中止の届出)

第 21 条 使用許可を受けた者または当該使用許可に係る焼骨を合葬式墓地に埋蔵する者は，当該合葬式墓地に焼骨が埋蔵されていない場合において，当該合葬式墓地を使用する必要がなくなつたときは，速やかにその旨を市長に届け出なければならない。

(合葬式墓地の使用許可の取消し)

第 22 条 市長は，合葬式墓地に焼骨が埋蔵されていない場合において，当該合葬式墓地の使用許可を受けた者が次の各号のいずれかに該当するときは，当該使用許可を取り消すことができる。

- (1) 合葬式墓地の使用権を第三者に譲渡し，または転貸したとき。
- (2) 法令またはこの条例もしくはこれに基づく規則に違反し，または指定管理者の指示に従わないとき。
- (3) 所定の使用料を納付しないとき。
- (4) 偽りその他不正な行為により使用許可を受けたとき。

(合葬式墓地の使用権の消滅)

第 23 条 次の各号のいずれかに該当するときは，市長が特別の理由があると認める場合を除き，合葬式墓地の使用権は消滅する。

- (1) 第 16 条第 1 項第 1 号または同条第 2 項に規定する者が使用許可を受けた場合で，使用許可の日から 5 年を経過しても焼骨の埋蔵がないとき。
- (2) 第 16 条第 1 項第 2 号に規定する者が使用許可を受けた場合で，その者が死亡した日から 5 年を経過しても焼骨の埋蔵がないとき。

(合葬式墓地の使用権の承継)

第24条 合葬式墓地の使用権は、承継することができない。

(指定管理者が行う業務の範囲)

第25条 指定管理者が行う業務の範囲は、次のとおりとする。

- (1) 第17条および第21条の規定による業務の事務に関すること。
- (2) 第19条の規定による業務に関すること。
- (3) 合葬式墓地の維持管理に関すること。

(指定管理者不在の場合における市長による管理)

第26条 第15条の規定にかかわらず、市長は、指定管理者として指定すべきものがない場合、指定管理者の指定を取り消した場合その他やむを得ない事由のある場合は、自ら合葬式墓地の管理を行うことができる。この場合において、第19条第2項および第22条第2号の規定中「指定管理者」とあるのは「市長」として、これらの規定を適用する。

第4章 雑則

別表第2の次に次の1表を加える。

別表第3

施設名	使用料
合葬室	55,000円
記名板	55,000円

付 則

この条例は、令和3年4月1日から施行する。